

長期優良住宅化リフォーム促進事業に係る技術的審査（平成28年度） 【料金表】（税別） <別紙>

1. 一戸建ての住宅

1) リフォーム前の技術的審査

(1) 単独申請の場合

発行する適合確認書	料金
(仮)適合確認書	¥55,000
適合確認書	

(2) 耐震性の基準に適合することを証する証明書等を添付する場合 1  
(耐震性に影響のあるリフォームが行われない場合のみ活用可能)

発行する適合確認書	料金
(仮)適合確認書	¥45,000
適合確認書	

1 または に該当する場合

確認済証・添付図書及び検査済証等（検査済証、建設住宅性能評価書、旧住宅金融公庫融資の現場審査判定通知書、フラット35適合証明書、贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書（耐震性能）等の建設段階で検査等を受けたことを確認できる書類）がある場合で、耐震性に影響のある増改築が行われていない場合、かつ住宅の着工時期（確認済証等の建築確認日）が昭和56年6月1日以降であること

確認済証・添付図書がある場合で、現地調査により図書と現況に相違がないことが確認できる場合、かつ住宅の着工時期（確認済証等の建築確認日）が昭和56年6月1日以降であること

2) リフォーム後の技術的審査

リフォーム前の技術的審査からの変更	料金
変更なし	¥10,000
変更あり（耐震性に関する変更以外）	¥45,000
変更あり（耐震性に関する変更）	¥55,000

3) 変更の技術的審査

1) の料金の半額

(仮)適合確認書を取得している場合は、リフォーム後の技術的審査において変更部分も含めた審査を依頼することが可能です。

2. 共同住宅等

別途ご相談ください。

3. その他の料金

1) 料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・依頼者が年間開発戸数の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行うとき。
- ・ハウスプラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に審査業務依頼を行ったとき。

2) 料金を増額するための要件

- ・申請者の非協力その他当機関に帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- ・約款第6条第2項に基づき申請者が別件として申請した場合を除き、対象住宅証明書が交付される前に当初の申請内容から対象建築物の計画に変更があったとき。
- ・1.又は2.に定める技術的審査料金に含まれない業務を実施しなければ、審査が行えないとハウスプラスが判断したとき。

3) その他の料金

ハウスプラスは、次に掲げる場合に費用を別途請求できるものとする。

- ・事前相談
- ・その他ハウスプラスが必要と認めるとき。

取下げ手数料

取下げのタイミング	取下げにおける実費
受付前	実費なし（全額ご返金）
受付後・質疑前	一律5,000円を実費とさせていただきます。
ハウスプラスからの質疑書提出後	技術的審査料金全額を実費とさせていただきます。

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

証明書の滅失、又は汚損・破損による追加発行

追加発行単位	料金
1住戸又は1住棟あたり	¥5,000